

関西労災職業病 No.47

関西労働者安全センター

1978.4.10発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

60円

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

もくじ

- **(特集) “西田さんの労災認定かちとる”** 1…5
——愛知県における労災職業病戦線の活動から——
西田 善蔵(被災者) 田中 九思雄(豊田青労闘・トヨタ自工戦線)
中島 豊・岩田 英世(名大病院) 鈴木 誠(支援)
- **春季フィールド合宿報告** 6
■ フィールド事務局
- **第4期労働者針灸学習会のお知らせ** 7…8
■ 関西労働者針灸学習会運営委員会
- **前線から** 9…12
- **労基則第35条改悪反対闘争** 13
◆ 審議会での労・政・資の取引を許さない政治構造を！
- **(資料) 労基則第35条省令修正案** 13…18
- **関西研究者交流会第9回例会** 19
◆ ニッソール農薬裁判における問題について
- **2月分会計報告** 20

西田さんの労災認定がちとる

愛知における

労災認定の活動から

名古屋で、フォーフリフト運転手へ西田善蔵氏の頸肩腕症認定斗争が勝利した。2月18日、「労災認定の仲間」20名で名古屋北労基署におしかけ(前号に既報)その後、「業務学生・労働者交流会」の仲間20数名で名古屋北労基署におしかけ(前号に既報)その後、「業務

上認定をしました」と労基署から連絡があつた。この認定斗争は、名古屋では初めての経験です。これまで様々な分野で活動してきた人達がかかる事が、それが立場によって今回の斗争の受けとめ方も思想も様々である。そこで以下の数名の人に対する感想を述べてもらつた。なお、この労災認定をきっかけに、名古屋でも労災と斗つ組織を作ろうといふ気運が一層高まつていい。

早期認定は多くの支援の方々のおかげ

(被災者) 西田 善蔵

第1回に頸肩腕障害
が悪化する中、
昭和52年7月1
日から、1組4

1人当たりの作業量が増大
たの症状が更に悪化し、昭和52
年7月15日、ついに倒れ
てしましましたが、46年頃から次

しかし、頸肩腕障害と診断は
出たものの、仕事との因果関係
を証明してくれた病院がなく、

新聞記事から 支援の輪が広がる

い体になつてしまい、休業せざるをえなくなりました。

私は休業に入る時、会社に対して「私傷病でないので労災で休む」と申し伝えました。一ヶ月余り過ぎた8月20日過ぎに、労災休業補償の請求をするよう

困つてりる時、北九州市の吉川さんのがワンマンバスの運転で左腕を痛め、労災認定をからとつたことを新聞で知り、その病院を紹介してもらいたく電話で連絡をとりました。その結果、丁度名古屋に来ておられた北九州市労働安全センターの村田さんを紹介され、12月6日に会つて相談しました。その後村田さんから名古屋の鈴木さんに連絡があり、更には鈴木さんからトヨタの田中さん・県評・更には大阪の安全センターの河合さんへと支援の輪が広がることになりました。そして、頸肩腕障害と眩業病のことなら大阪の松浦診療所の松浦医師・名古屋では名大分院の岩田医師と中島医師が名医であることを知りました。紹介された岩田・中島医師とつれ立つて大阪に行き松浦先生に診察してもらいました。そして、どの医師も一様に眩業による疾病であるとの診断であつたので、さつそくその意見書を書いてもうつて労基署に提出しました。

こうして更に地区労・王子旧労にと支援の輪が広がる中、今年の3月15日、労災認定の決定通知が来ました。

求・治療の要求等をからとつていかなくてはなりません。引き続き支援下さるよう重々お願ひ申します。

今後は会社の責任

を明らかにする斗囃を

斗囃を継続し

花火

支援下さった団体・他各位の皆様、身銭を使い、あるいは力尽して支援下さったことに深く感謝いたしますとともに、今後は私同様に困つてりる方がまだ多數いることと思いますので、これだけにて終ることなく私は、この方に呼びかけて下されば支援に参加いたします。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

この認定も、何も知らなかつた私が一人でやつてりたのでは、今でもまだ決定がないか、あつても業務外の決定が出ていたことと思ひます。なぜなら労基署には働く者の味方ではない面があるからであります。このように早期に認定をされることは、中止とるところがござたのは、中止となつて支援下さつた方は言ふに及ばず、支援関係者多数各位のお陰と、私ども家族一同、心より深く感謝いたしております。本当にありがとうございました。

今後は会社の責任を明らかにし、車場改善の要求、補償の要

資本の医学行政上の支配

打破する方向を示した認定斗争

● 豊田青年労働者争議委員会

田中 九思雄

西田さんの頸肩腕障害を労災に認定させた今回の斗争の勝利は、私達が労働運動をおし進め上ではかりりしなさい大きな獲得物だと思います。

この斗争に勝利でいたのは、

西田さんが未組織労働者である

ことの困難をはじめ、一人で企業及び行政当局への斗いを起し、種々の難関をのりこえてきた姿勢が最大の要因です。次に岩田医師をはじめとする医者、

医学生達が、労働者の立場に立ち脚した活動に立ち上り、西田さんと共に労働基準監督署交渉に

のぞみ、医学的な見地より、行政の切り捨て政策を許さない追及を行つたことが困難な壁を突破する大きな力となりました。

豊田地域でトヨタ自工と対決し、支配体制をくつがえしていく

くため私達は労災斗争を起してきました。しかし、労災認定は10件続けて獲得できぬものの、トヨタ自工内での支配体制をくつがえす質の斗争にはほど遠いものがあります。それは資本側

がもつている、医学上・行政上の支配のカベを突破するに足る私達の知識不足が最大のカベでした。今回の勝利は、私達の前にカベを突破することができる方向を示してくれたと考えています。

今後愛知に、労災・職業病を扱う専門機関が創立するためには私達も全力をあげる決意です。

労働者の現状・医療側の認識不足

学ぶことの多かつた労災認定

● 名古屋大学附属病院 分院

中島 岩田 豊世

私はこの西田さんの労災認定の斗争において医者という立場から関わったわけであるが、私がどうして医者としてこの立場に立つたのか、これが最初のことは初めてのことでもあります。西田さんの場合でいふなら彼はフオーワリットで運転し始めたから二年で症状が出始

一つには労働者の置かれている医療的状況をある程度把握することができたということがあ

り、多くのことを学ぶことがで

め、4年で漸く自分がうこれには
フォーワクリフトによるものでは
ないかと思いつき始め、フォワクリ
フトの交換や配置変更を望ん
だが、受け入らぬらずに症状を
悪化させ、ついには休業に入つ
たヒュウ過程である。ここには
ハンドルを何千回転もさせるとい
う労働においては当然に予想
されるような障害に対する予防
的措置の欠如、健康管理の不足
また、症状がフォワクリフトに
よるところが明らかになつてから
も、機械の交換を行ひたり、労
災認定を申請すべし、直接的
に彈圧を加えるといふ、労
利潤第一主義等々の資本の論理
で動く企業と、その中で消耗品
として扱われる労働者を見るこ
とができるようと思われる。

もう一つには医療の側の労災
職業病に対する認識の不足を見
てとることができたといふこと
がある。西田さんは47年頃より
大嘗病院や国立病院の多數の科
を受診しているわけであるが、
多くの人が西田さんの職業的背

景を考慮せず、前面に出た肉体
的症状のみを把え、「血流が云
々」という二次的原因の問題に
し、その処方をするといふこと
に終つてはいる。西田さんはフォ
ワクリフトの運転が一次的原因
であるといふ指摘を医者からは
得られないので、自ら労災の
認定斗争に入り認定をかちとつ
ていったのである。

この労災認定がかちとつた
ことでは、西田さん個人の努力

であるといふ指摘を医者からは
得られないので、自ら労災の
認定斗争に入り認定をかちとつ
ていったのである。

この労災認定がかちとつた
ことからも西田さんや支援を
しての人達とともに斗つていただき
たいと思う。

三一の経験生かし 早急に斗う戦線の準備を

●名古屋

鎌木 誠

労災職業病斗争を突破口にし
つつ、右翼労働運動に切りこも
うとする戦斗的青年労働者の人
達と、医療を専門恵としながら
も、あくまでも労働者階級の立
場に立った医療実践の道をさぐ
ろうとしてきた医者、医学生が
この覺知で長期的展望のもとに
労災職業病を斗う戦線をつくり
出そうとする準備が、去年の秋
から進めるまでに至った。労災斗争
の本格的経験も知識も持ち合わ

せていよい我々は、関西の安全センターを交えた各位の交流会を当面積み重ねていこうというやかな確認と、遅々とした行動しかもてずにいた時、北九州の安全センターから、西田氏の労災認定について取り組んでほしいという要請があつた。フオーワリフト運転手のケイ腕症といふ事例で、前例がなく、又未組織の中小企業労働者であるため、組合の支援もない困難な斗いが予想されたが、この件に我々が取り組み、西田氏とともに考え、実践していく中でしが我々の労災職業病斗争の前途はないと言えど。詳しい経過報告は別にやざるとして、比較的早期に業務上の認定をかちとることができた。

これは発病当時の作業量へフオーワリフトの重いハンドルを一日平均七六回以上回していたことを証明する資料が残されておりたこと、会社よりも消し工事を一定封じこめていたこと、そして何よりも西田氏自身

の固い意志が、監督署をして、業務外であるといつてものがれを絶対に許さないところへ追いこんだ結果であったと思う。だが、今後労災職業病斗争をテコにした労働運動が、資本側全面対決するような時期に入れば、労基署は、認定一つをめぐつても必ずや政治的対応をしてくるに相違ない。その時我々の側が、強力な・被災者・労働者の団結でもつて、認定を力でも

きとろごとができるかどうか!? 我々は早急に今回の斗いの経験を生かし、愛知における労災職業病を斗う戦線を準備しなければならぬないと考えている。最後に、今回の斗いを支援していただきたい北九州・関西の労働者・医者の方々、また、最終的に組織的な支援を決定していった日井地区労、紙パラ労連の仲間の皆さんに心からお礼を申しあげたりと思う。

集会案内

勝利報喜集会

愛知労災職業病連絡会結成に向けて

とき、4月29日 午後2時より

ところ 愛勞評公館（国鉄・地下鉄“鶴舞”下車）

参加費（会場費 等） 200円

春季フィールド合宿報告

フィールド事務局

3月20日から4月1日までの期間で行なった春季フィールド合宿を終えて、單なる経過報告としておきたいと思う。

今回は今までの医学生を中心としたものとは異なり、関西学院大学の学生を中心とした様々の参加者によつたもので、労働現場の中では立場を考えてゆく、という課題をもつたものであつた。

20日の関学大における説明会のあと、翌日から男爵は学習会屋は様々な活動現場をまわり、見学会・交流会・実施労働、といふ形で進めた。学習会では21日に恒次升から「戦前戦後の共産主義運動」の話題

が中心としたものとは異なり、関西学院大学の学生を中心とした様々の労働者による労働現場の斗争に触れて討論する中で、学生が何をせねばならないのか、といふ

問題を中止とし、学生の社会的な立場を考えてゆく、といたり、労働現場の斗争に触れて討論する中で、学生が何をせねばならないのか、といふ

問題を中止した。

経験を次の

発展の土台に

から学ぶべきもの、現在の運動に求めらるべきもの等について話していただき、ついで、参考者は引き続いて矢代・華川代らをそれをお招いて、港湾の労働運動の歴史、労働現場の実態、学生運動との関係についての学習討論を行なつた。

矢代・華川代らをそれをお招いて、港湾の労働運動の歴史、労働現場の実態、学生運動との関係についての学習討論を行なつた。

矢代・華川代らをそれをお招いて、港湾の労働運動の歴史、労働現場の実態、学生運動との関係についての学習討論を行なつた。

今回のフィールド合宿で参加者は、学習会・文化交流、宿泊した労組での交流、あるいは実施労働のなかで、多くの人々から様々な提起を受けってきた。それまでに自分の中で作られてきたものの考え方とはまるで違つたところに相手の確固とした考え方があり、てどきもを抜かることもたびびであった。

このように提起について話し合い、今回の経験を単なる経験に終わらせるのではなく、何らかの形で発展させてゆきたいと考えている。また、その経過は、パンフレットといふ形にしたり、本誌の中で逐次報告してゆきたいと思っている。

最後に、事務局の不足や失敗、準備不足によって、人数が少なくなったり、時間が遅れたりすることも多く、協力して下さった労組・個人の方々をして下さった労組・個人の方々に多大な迷惑感をかけてしまったことと、そこをこの話題をかりてお詫びすると共に、皆さんへ協力を感謝します。

東西労働者針灸學習会のお知らせ

●東西労働者針灸學習会運営委員会

78春斗を職場・地域で斗う仲間の皆さんに敬意を表します。さて労働者針灸學習会は、過去3年間に渡りて数多くの修了生を職場・地域に送り出してきました。

労災・職業病は資本家による労働者収奪の合理化・労働強化によりて発生します。ですから労災・職業病に対する根本的な治療は資本家の攻撃に対して労働者が斗いに立ち上る以外にありません。しかし被災労働者はともすれば、自らの苦しみにまけて根本原因を見失い、また休業などによる職場の労働強化も相まって職場の仲間との間にキ裂が生じがちです。被災労働者がハリ治療を活用

し、一刻も早く健康を取り戻す事、また職場の仲間と団結して2度と労災を発生させない斗いに参加する。労働者針灸學習会はこのような立場で、労災斗争の前進に役立てていただきたいと考えています。

また、労災斗争の経験交流や、中国の「はだしの医者」などの中には、斗いからも学びとて、りっぱな技術のみに興味を示す技術主義においらしい學習会とする予定です。

にも各人が次の項目を厳重に守っていたに付いて不穏いします。受講中めだりに私語を發して他の受講者に迷惑を及ぼす者は退場・退学さす事とする。酒気を帯びての参加は厳禁。絶対に、技術主義・營利目的での治療にたずさわる事を

約束事項

自分自身に誤った針・灸を何

本・何ヵ所したとしても仲間へ他人一には一本・一ヵ所にりと

も誤った針・灸を絶対してはならぬ」という鉄則を守り、四

期五期と續くであります。今後針灸學習会で学びあつた一人一人

が心を一つにして地域の命と健康を守る担い手・礎となる覚悟

の人となる事を自身の最高の幸せとしていたに付いていたに。その為

にも各人が次の項目を厳重に守

ていたに付いて不穏いします。

は退場・退学さす事とする。酒気を帯びての参加は厳禁。

絶対に、技術主義・營利目的での治療にたずさわる事を

厳禁とする。絶対に施術者は、酒気を帶

ひている時、寝不足の時、極度の疲労へ心身の疲れを感

じた時は施術してはいけない



● 募集人員 60名 (場所等の制約のため人数を限ります。希望者多数の場合、追って通知します。遅に jugaの方は次回優先します。)

● 日時 5月10日より10月18日まで通算18回 原則として毎月第1・2・3水曜日 午後6時より8時半迄

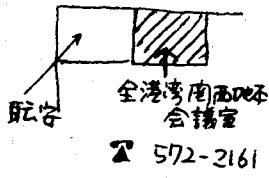
● 場所 全港湾関西地本会議室 (地図参照)

● 参加費 1回 300円 教材は東費

関西労働者安全センター・全港湾関西地本労災職業病対策会議・全金港合同支部・大阪府被災労働者同盟・全金岩井計算センター支部・南大阪労働者診療所(松浦診療所)・京大・阪大労災職業病研究会

● 召びかけ

関西労働者安全センター (06-324-2991)へ



☎ 572-2161

入浴して一時間以内の人
すき腹の人、極度の精神的
疲労のほげしい人には、その
人のそばに關係する人がい
ない場合は絶対に施術してほ
い。けはい特に嚴禁とす。
等には安易に施術をしてほ
い。学习教程以外の穴(阿是穴)
けはいもし施術する場合は
自身に何回となく施術し、効
果及び安全性の確認を充分認
識へ体験(した上で施術する
事)常に施術者は施術した限り
において全責任を負う事。い
かなる場合でも他に責任を転
換してはならない。施術者は
責任職との自覚で実践に即し
ていただきたい。不幸にして
事故を起した場合は、悔りと
のこさぬよう最善の努力をす
る事。
・ 実行委員会で選択した教材
以外の物品の販売は禁止する。

以上

前線から

大阪

3月19日

PLP会館

松浦良和医師が保母で、保育労働者連絡会を主催して、第一次の大衆交流会が行われた。南大阪労働者の診療所の会が行なわれ、衆的な交流が行われた。松浦良和医師が保母の会が行なわれた。斗

全国一般の藤の里保育園・大手学園等の支部からも、賃金・年性保護などの労働条件、労務管理などあらゆる面で抑圧され、差別されていった状態から組合を結成して斗いを進めさせていくという報告があり、その他地域合

同労組の天使の園めぐみ、望の内の各分会など、更には公立の保育園の保母などからも相次いで報告があり、熱氣に包まれながら交

労働者により広い交流と团结として結成されてきたものであるが、今後も定期的に大

職業病斗争をテーマに 第一回大衆交流会開く

●●保育労働者連絡会●●

島都

阿佐さんの

巡回裁判に結審

●●全国一般都島友の会支部●●

大阪一般合同労組都島友の会支部が一昨年の8月以来斗つてきいた。

この間の会側は組合つぶしのためにありとあらゆる攻撃を組合員保母に対して行なってきただが、現在も3名の



衆的な交流会を開けていくことをめざしている。

(二二一)

保母が組合の旗を守り
続け、週2回のビラも
支援労働者と共に体む
ことなく続けられてき
ている。

裁判に於ては、組合
側は阿佐保母本人及び
主治医の松浦医師（南
大阪労働者診療所）の
2名を証人に送り、阿
佐保母が保育労働によ
て職業病（頸肩腕）
の訴えに立証せられてい
た。この仮処分裁判の判
決は、当該組合の今後
の斗いにとつては勿論
保育労働者の職業病へ
特に頸肩腕一問題への
取組みにとつても大き
く勝利判決を更に確
かなものとするため最
後までの努力が必要と
かれている。

またその他にも、脳
卒中死七、高血圧症者
に交付されていく「手
帳」の問題、ストレス
による胃腸障害や精神
面の問題など非常に
腰痛一になつたことの
立証せられていった。
この仮処分裁判の判
決は、当該組合の今後
の斗いにとつては勿論
保育労働者の職業病へ
特に頸肩腕一問題への
取組みにとつても大き
く勝利判決を更に確
かなものとするため最
後までの努力が必要と
かれている。

裁判に於ては、組合
側は阿佐保母本人及び
主治医の松浦医師（南
大阪労働者診療所）の
2名を証人に送り、阿
佐保母が保育労働によ
て職業病（頸肩腕）
の訴えに立証せられてい
た。この仮処分裁判の判
決は、当該組合の今後
の斗いにとつては勿論
保育労働者の職業病へ
特に頸肩腕一問題への
取組みにとつても大き
く勝利判決を更に確
かなものとするため最
後までの努力が必要と
かれている。

吉住東全道

松浦医師の講演に20名が参加

た範は職業病が存在し
てゐることが明らかに
された。支部ではこの學習会
をきっかけにして、職
業病問題へのとり組み
を強めることを決
めている。

3月17日、全道吉住
吉支部は南大阪労働者
診療所の松浦医師を講
師に招き、職業病につ
いての學習会を行つた。
腰痛症を中心にして医
師の話に聞き入つて以
る。

學習会には青年部を中
心に約20名が参加し、
腰痛症を中心にして医
師の話に聞き入つて以
る。

機関誌紹介

神奈川労災職業病ニュース

神奈川労災職業病センター発行

連絡先

横浜市鶴見区鶴見町255
鶴見コ-ホビル5階A号

Tel 045-573-4289



3月30日 全港湾連
設立部名分会は組合員の雲見義雄氏の脳卒中へ脳血栓一災害について阿倍野労基署に労災申請を行った。

造船資本は二の不況の中ですさまじい人員合理化攻撃を行ってきてきているが、名村造船所の下請労働者は昨年末組合を結成し企業内鎖反対、労働者の権利保障等の斗いを進めてきている。被災した雲見氏は現在堺市の清恵会病院に入院中であるが、多くの下請労働者と同様に、健康保険がなく国保のみのため医療費をはじめ家族の生者には

雲見氏の脳卒中(脳血栓)を労災認定せよ!

○○全港湾 名村分会○○

3月
労
3
・効
力
が
続
け
ら
う
る
て
い
う
山
大
阪

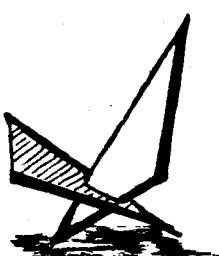
窮屈した。組合は当初は生活保護の適用で急場をしのぐとともに、雲見氏が勤務していた青戸工業が1月25日付で一方的な解散を行つているにもかかわらず、3月になつて健康保険の適用をかちとろにとができた。

南大阪

診療所運営委員会開かれる

運営の一層の大衆化・診療体制の拡充を確認。

南大阪労働者診療所運営委員会は3月定期幹事会を3月10日開催した。この日は幹事会では第一回総会の決定事項である「労働者・住民主体の地域医療体制の確立」についてどのようにすべきなのかという事について、運営委員会は規約に沿つて運営の大衆化を徹底して行つてゆく方針で、オルグや、事務の体制を作り出していき努力を行なってい



大阪

大阪労基局に

「抗議及び要請」を提出

●労災保険法改悪私弊実行委員会●

3月3日、労災保険法改悪糾弾実行委員会は全体会議を開き、去る2月20日付大阪労基局より提出された「回答×モレ」に対し抗議する旨とを決めたが、3月30日付で、抗議並びに要請しを大阪労基局長に對して提出した。

要請は五項目にわたりおり、以下要約する。(1)「届書」の提出命令は不當であるから、今後行かないこと、(2)被災人者及びその依頼する個人・団体との話し合いを保障すること。(3)定めたが、彼女に心臓并

期報告の運用を柔軟に行うこと、及び治ゆの症状固定の資料として用いないこと。(4)「集団陳情お断り」の貼紙による治療・症状固定について、即座に撤去すること。(5)「届書」による治療や、症状固定の実情を再度明らかにすること。以上の5点である。

実行委では大阪労基局の強硬姿勢に対する抗議を行つてきただが、老人ホームで特別養護老人ホームにて、昭和50年12月5日の昼夜にわたる心身にわたる疲労の結果を大衆的にするための運動を行うことを決めている。

五十嵐さんは、昭和50年12月5日、勝利せんと脳卒中の認定は非常に少く、加えて五十嵐さんが心臓疾患を有しているといつては、基金に対して公務災害の申請を行つてみさせられた。本人は、基金に對して公務災害の申請を行つていたが、彼女に心臓并

吹

田

五十嵐さんの 脳卒中(脳栓塞)を 公災と認めよ

●大阪市職労弘済院支部●

定は非常に少く、加えて五十嵐さんが心臓疾患を有しているといつては、基金に對して公務災害の申請を行つてきただが、彼女に心臓并

膜症があるといふことで、昭和52年11月2日公務外の決定が下りたのである。

大阪市職労弘済院支部では現在、腰痛など、職業病斗争への取り組みに力を入れてあり、二つの公務災害認定の審査請求本を行なっている。公務災害認定の審査請求本を行なうことは、職業病斗争が認定斗争が職場の労働条件の悪さを告発するものだけにども、公務災害では勝利せんと脳卒中の認定は非常に少く、加えて五十嵐さんが心臓疾患を有しているといつては、基金に對して公務災害の申請を行つてきただが、彼女に心臓并

審議会での労政・資の取引を許さない政治構造造を

~~3/3 労基則改悪中間総括集会で確認~~

当基則35条改悪は、前号で報告した様に、不充分な点を残しながら一部修正が行められた。これがうけて、去る3月3日東京で中間総括のための集会が開かれた。東京の労災法阻止実や全国一般南部支部、神奈川の労災職業病センターや全港湾関西労働者安全センター、更に佐野氏らの学者が集まつた。集会では各団体からアピールが行われ、修正案のどういう点が不充分かという事を明らかにするのも大事だが、もつと大事な視点からすれば、今回の労基則改悪は総評の多くの単産や専門労働側委員をつき動かし、一度は労

合意が成立していたのを修正という形でひっくり返したのは画期的な事だ。一昨年の労災法改悪は衆院を通してから参院で改めており、また、現場労働者の反応も、今こんな大事な問題を政府や資本の思いのままにやらせて組合側は何をやつとするのか。もつとワシらの意見を聞け。大衆の怒りをもつと組織せよ。という様なとこに来て、多くの者が訴え、参加者の大きな共感を呼んでいた。そうして、こうした政治構造を変えしていくことに全力をあげよう」と確認した。

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱については、おおむね妥当と認めるが、下記のように措置することが必要である。

記

1 改正省令案要綱の内容について

改正省令案要綱の内容については、別添を参照して下記事項について所要の修正を行うことが適当である。

していい事が提起された。「認定要件」とは、認定基準をますます「〇〇kg以上扱つた者の腰痛は業務上と認める」という方向にもいこうとするものである。



(1) 要綱第二号について

同号の1（紫外線による疾患）、2（赤外線による疾患）及び1-1（騒音による難聴）について疾病名の修正を行うこと。

(2) 要綱第三号について

同号の2（非災害性腰痛）及び4（腰椎間症候群等）について薬剤の内容の修正を行うこと。

(3) 要綱第四号について

同号の2（農薬による疾病）については、化学物質による疾病の一種類として同号の1（化学物質による疾病）に含まれて規定するのが妥当である。

なお、農薬等の有効成分である化学物質の種類等については、人体における症例等の状況を更に検討のうえ、この省令に基づく告示を定めること。

同号の8（じん肺）は、別の号を起として、独立の大分類とすることが妥当である。

同号の9（結膜症）について、現在の医学的知見、並葉の実績等を考慮して薬剤の内容及び疾病名の修正を行うこと。

りこと。

(4) 要綱第八号について

同号の8（製鉄用コーカス製造工程等における肺がん）について薬剤の内容の修正を行うこと。

(5) 要綱第二号から第六号までについて

第二号の末尾に「1から1-2までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他有害な物理的因素にさらされる業務に起因することの明らかな疾病」を加え、第三号から第六号までの末尾に同趣旨の規定を加えること。なお、化学物質に関する告示に掲げる症状・障害は、「主たる症状・障害」である趣旨を同告示において明らかにすること。

(6) 現行労働基準法施行規則第3-5条第3-7号と同趣旨の規定を加えること。

2 労働基準法施行規則第3-5条の運用等について

労働基準法施行規則第3-5条の定期的検討、その過程における労使及び専門家の意見収集、薬剤上疾病の認定体制等については、下記の点に十分配慮すべきである。

- (1) 改正省令の施行に際連して今後においても新しい疾病の発生等に対処しうるよう定期的に本規定及びこれに基づく告示の検討を行うため、あらかじめ中央労働基準審議会及び労働者災害補償保険審議会の意見を聽いて、医学専門家による委員会を開催し、その委員会の検討結果については、両審議会に報告すること。なお、上記委員会については、できる限り早い機会に満足させ、次回の薬剤上疾病の範囲についての検討審議をできるだけ速やかに行うことが望ましいこと。

(2) 異常な場所における自律神経失調疾患等の疾患、過労による脳疾患・心疾患、ストレスによる消化器疾患・精神疾患、改正省令要綱に例示された以外の職業がんその他改正省令要綱の審議の過程において問題提起のあった疾患については、定期的検討の一環として、今後さらに検討すること。

(3) 今回の省令改正は、最近の業務上疾病の状況に対応して、

労働者の過労運行便の容易化、認定の促進及び業務上疾病の予防・治療のための適切な医療計画の作成を目的とするものであり、業務上疾病の範囲を狭くするものではない。従って改訂はかんがみ、現在、認定基準が作成されている疾病についてでは、引きつづき、現行の認定基準により基準を実施し、今回の省令改正を契機に、認定基準が厳しくなることのないように留意すること。

(4) 勤務は「月から第六号までの未満に盛り込むべき」その他

の規定及び第十七号の規定の適用については、現状より厳しくするべきがより十分留意すること。

なお、改正省令要綱の審議の過程において、精査指針のありたす限りのうち、本項における上記の諸規定の対象となるべきものについては、慎重な検討のうえ、適切な認定が行われるように留意すること。

(5) 改正省令の施行に伴って必要とされる認定基準等の作成・整備にあわせて、改正省令要綱における別擧疾病の症状・障害等について関係者の理解に資するよう、通常その拙い方法により、必要な解説を示すよう努めること。
なお、認定基準においては、必要に応じ労働者災害補償保険審議会において労使の意見を聽く機会を設けることが望ましいこと。

(6) 改正省令の施行にあわせ、業務上の疾病の早期認定、治療等の促進、これらの疾病の実態把握・予防等の充実を図ること。

(7) 業務上疾病の認定に関し、今後一層、本省、地方局等間の連絡の強化、関係行政職員の増員及び質質の向上等による認定の促進その他業務上疾病的認定体制の改善整備に努め、業務上疾病的認定に係る労働者の負担の軽減に配慮すること。

労働基準法第七十五条第一項の規定による業務上の疾病は、次のとおりとするものとすること。

一 業務上の負傷に起因する疾病

1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
2 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
3 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
4 高周波にさらされる業務による白内障等の眼疾患
5 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害
6 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜血病又は潜水病
7 気圧の低下した場所における業務による高山病又は航空減圧症
8 燃然な場所における業務による熱中症
9 高熱物体を取り扱う業務による熱傷
10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
11 喧しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
12 超音波にさらされる業務による手指等の組織死
13 1から12までに掲げるものはか。これらの疾患に付随する疾患その他有害な物

二 他の放射線障害

白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他

三 身体に過度の負担のかかる作業様に起因する次の疾病

1 重複な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
2 重複物を取り扱う業務等の該部に過度の負担のかかる業務による腰痛
3 さく岩機、鉛打ち機、チエーンソー等の機械器具の取扱いにより身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害
4 セン孔、印鑑、電話交換、速記、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務等の業務による手の痙攣、手筋、前腕等の筋肉、腱若しくは腕周囲の炎症又は頸肩腕障害

その他の上記に過度の負担のかかる業務による手筋の痙攣、手筋、前腕等の筋肉、腱若しくは腕周囲の炎症又は頸肩腕障害

- 5 1から4までに該するものは、これらの疾病に付随する疾患その他の病に該するもの明らかな疾病
- 5 2 化学物質等による次の疾病
- 5 3 度の負担のかかる作業場の環境に起因するにとの明らかな疾病
- 5 4 物質大臣の指定する化学物質にさらされる業務による疾病であつて、労働大臣が定めるもの
- 5 5 労働大臣の指定期間の業務による疾病であつて、労働大臣が定めたもの
- 5 6 労働大臣の指定期間の業務による疾病であつて、労働大臣が定めたもの
- 5 7 呼吸器疾患
- 5 8 呼吸器疾患
- 5 9 呼吸器疾患
- 5 10 呼吸器疾患
- 5 11 呼吸器疾患
- 5 12 呼吸器疾患
- 5 13 呼吸器疾患
- 5 14 呼吸器疾患
- 5 15 本材の粉じん、微毛のじんあるいは飛散する場所における業務による微生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 6 6 藤原の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
- 6 7 空氣中の微細な飛散物の低下した場所における業務による微粒久乏症
- 6 8 ジンケンを飛散する場所における業務によるじん肺又はじん肺法(昭和三十五年法律第百三十条の二第一項第二号)が規定する合併症
- 6 9 総じんを飛散する場所における業務による細胞膜等の呼吸器疾患
- 7 1から4までに該するもの明らかな疾病その他の化学生質等にさらされる業務に起因するにとの明らかな疾病
- 7 2 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺又はじん肺法(昭和三十五年法律第三十一条の二第一項第二号)が規定する合併症
- 7 3 上の伝染性疾病
- 7 4 動物若しくはその死体、臓毛、革等動物性の物又は皮膚等の古物を取り扱う業務に以上のプロセラビ化成性病等の伝染性疾病
- 7 5 細菌、ウイルス等の病原体による次の疾病
- 7 6 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に以上のプロセラビ化成性病等の伝染性疾病
- 7 7 上の伝染性疾病
- 7 8 動物若しくはその死体、臓毛、革等動物性の物又は皮膚等の古物を取り扱う業務に以上のプロセラビ化成性病等の伝染性疾病
- 7 9 細菌、ウイルス等の病原体による次の疾病
- 8 1から4までに該するもの明らかな疾病その他の化学生質等にさらされる業務に起因するにとの明らかな疾病
- 8 2 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺又はじん肺法(昭和三十五年法律第三十一条の二第一項第二号)が規定する合併症
- 8 3 腹膜炎による感染
- 8 4 用外処理をする業務による感染
- 8 5 1から4までに該するもの明らかな疾病その他の病に該するもの明らかな疾病
- 8 6 リンパ節の病原体による感染
- 8 7 リンパ節の病原体による感染
- 8 8 リンパ節の病原体による感染
- 8 9 リンパ節の病原体による感染
- 9 1から4までに該するもの明らかな疾病その他の病に該するもの明らかな疾病
- 9 2 動物若しくはその死体、臓毛、革等動物性の物又は皮膚等の古物を取り扱う業務に以上のプロセラビ化成性病等の伝染性疾病
- 9 3 腹膜炎による感染
- 9 4 用外処理をする業務による感染
- 9 5 1から4までに該するもの明らかな疾病その他の病に該するもの明らかな疾病
- 9 6 リンパ節の病原体による感染
- 9 7 リンパ節の病原体による感染
- 9 8 リンパ節の病原体による感染
- 9 9 リンパ節の病原体による感染
- 10 1から4までに該するもの明らかな疾病その他の病に該するもの明らかな疾病
- 10 2 動物若しくはその死体、臓毛、革等動物性の物又は皮膚等の古物を取り扱う業務に以上のプロセラビ化成性病等の伝染性疾病
- 10 3 腹膜炎による感染
- 10 4 用外処理をする業務による感染
- 10 5 1から4までに該するもの明らかな疾病その他の病に該するもの明らかな疾病
- 10 6 リンパ節の病原体による感染
- 10 7 リンパ節の病原体による感染
- 10 8 リンパ節の病原体による感染
- 10 9 リンパ節の病原体による感染

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行するものとすること。

第二 施行日期

- 一 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次の疾病
- 1 ベンジジン、ベータ-ナフチルアミン、四-アミノジフェニル又は四-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 2 ビス(クロロメチル)エーテル又はヘンソトリクロライトにさらされる業務による肺がん
- 3 石棉にさらされる業務による肺がん又は中皮膜
- 4 ヘンゼンにさらされる業務による白血病
- 5 培化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫
- 6 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨内腫、又は甲状腺がん
- 7 オーラミン又はマゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 8 製糸用コーケス又は製糸用発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
- 9 クロム酸塩若しくは重クロム酸塩を製造する工程又はニッケルの製錬若しくは精錬を行いう工程における業務による肺がん又は土氣道のがん
- 10 硫化物を含む鉱石を用いて行う金屬の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機硫酸化物を行う工程における業務による肺がん
- 11 十ナ、鉛石油、タル、ビツチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
- 12 1から11までに掲げたもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他のがん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務による疾患有ることの明らかな疾病
- 八 前各号に掲げたもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾患有ることの明らかな疾病
- 九 病
- 七九 前各号に掲げたもののほか、業務に起因することの明らかな疾病
- 二〇 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行するものとすること。

▼▼廻西研究者交流会オフ例会

問題について

3月18日 南大阪労働者診療所において、オフ例会の研究者交流会が行なわれました。

今日は阪大理学部の中南先生に農薬裁判について話してくださいました。

この事件は、昭和47年7月14日、和歌山のミカン園で青年が農薬を散布して帰宅した後、突然強直性けいれんを起し、歯を喰いしばったような状態で意識不明に陥り、病院に運ばれたが遂に死亡したというものです。この後、死んだ青年の遺族は農薬会社と国と相手どり、裁判に踏みきつたのです。この裁判の争点は、農薬会社と国が低毒性としていたニワソールが実はそうではないこと、そして使用上の注意点の指示をましにいました。

びズサンであるため、青年が使用方法の通り散布したものいかかず中毒で死んでいたことですか。

このようにメーカーは農薆を売るためにウリの宣伝を行ない、そして中毒事故を起したのです。この他にもニワソールは各地で似たような事故を起し、農民は命を奪っています。また國も××カーラーの金もうけに叩撃し、毒性試験もしないで低毒性といふ農民をだましてきました。

次回の案内

①とき 4月22日(土)

午後5時から

②ところ 松濱診療所

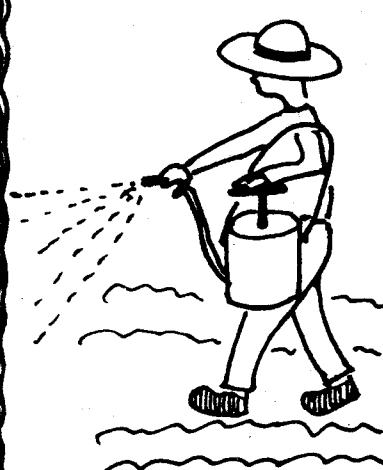
☎ 574-8010

環状線・地下鉄中央線
舟町下車 歩5分

③テーマ 放射線障害・タール
ビーチの有害性について

阪大 田代 実先生
を中心とする。

うとしています。3月29日には大阪の中古公会堂で集会が行われました。重に多くの人々がこの裁判斗争の今後の経過を注視し、支援さん二人とを！



2月分会計報告

収入

会費	206600
機関誌	95020
カンペ	95622
資料	1540 ①
パンフ	1000
計	399782

支出

事務費	90371 ②
活動費	167190 ③
郵送費	17615 ④
人件費	220000 ⑤
計	495176

2月分収支 -95394

先月からの (残高)	780686
3月への (引合)	685292 //

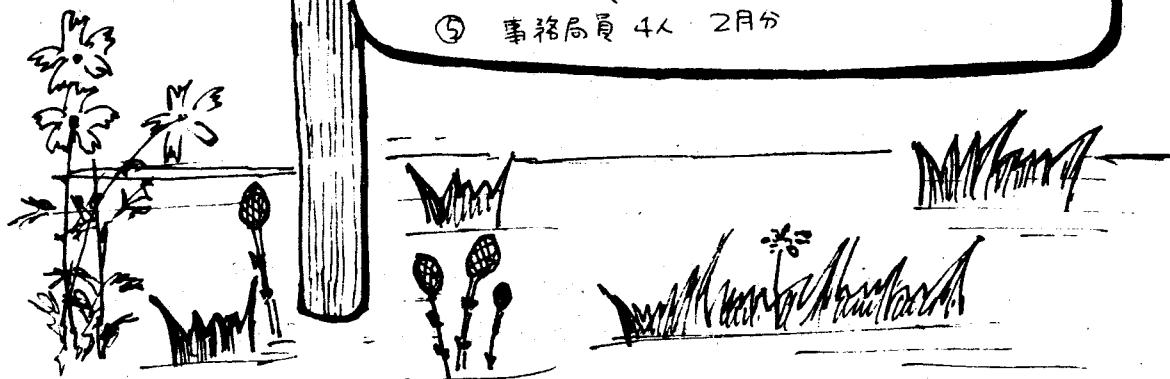
① センターハウス資料のコピー、印刷代等

② 2月分3月分部屋代、共益費 1月分電気料金等

③ 東京出張費3回分、名古屋出張費2回分
九州出張費1回分、事務局員通勤交通費
1月分電話代、1月分社会保険料等

④ ポチ、振替手数料

⑤ 事務局員4人 2月分



昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

第47号

昭和53年4月10日発行（毎月一回30日発行 但し2月は28日）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28